

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第三十七号

平成二十八年

六月二十日

月 曜 日

目次

規則

○山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第三十一号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年六月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二の二の表世界遺産富士山課の部を次のように改める。

| 世界遺産 富士山 山課 | 富士山 世界遺産 センター | 設置及び 管理条例 (平成二 十七年山 梨県条例 第三十二 号)の施 行に關す る事務 |
|-------------------------|--------------------------|---|
| 1 第六条第二項の規定による休館日の変更の承認 | 2 第七条第二項の規定による開館時間の変更の承認 | 3 第十条第二項の規定による利用料金の額の承認 |
| ○ | ○ | ○ |
| 富士山世界遺産センター 1副所長 | 富士山世界遺産センター 1副所長 | |

二 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配虜の手續に關する条例(平成二十七年山梨県条例第四十六号)の施行に關する事務

| | | | |
|--|---|--|--|
| 1 第八条第一項の規定による景観配慮書についての意見の申述 | ○ | | |
| 2 第八条第二項の規定による市町村長の意見の聴取 | ○ | | |
| 3 第九条第三項(第十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定による説明書についての意見の申述 | ○ | | |
| 4 第九条第四項(第十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定による市町村長の意見の聴取 | ○ | | |
| 5 第十条第二項の規定による判定 | ○ | | |
| 6 第十二条第一項の規定による事業者見解書についての意見の申述 | ○ | | |
| 7 第十二条第二項の規定による市町村長の意見の聴取 | ○ | | |
| 8 第十二条第五項の規定による認定 | ○ | | |
| 9 第十三条第二項の規定による判定 | ○ | | |
| 10 第十四条第一項の規定による措置の要請 | ○ | | |

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|---|---|--|--|--|--|--|--|
| 三 山梨県 世界遺産 富士山の 保全に係 | 11 第十五条第二項の規定による許可等を行う者への配慮の要請 | ○ | | | | | | | |
| | 12 第二十一条第二項の規定による判定 | ○ | | | | | | | |
| | 13 第二十四条の規定による景観評価その他の手続の再実施の要請 | ○ | | | | | | | |
| | 14 第二十七条第一項の規定による同意 | | ○ | | | | | | |
| | 15 第二十八条第一項の規定による学識経験を有する者の意見の聴取 | ○ | | | | | | | |
| | 16 第二十九条第一項の規定による関係者からの報告の徴収及び立入検査 | | ○ | | | | | | |
| | 17 第三十条の規定による関係市町村長等への協力の要請 | | ○ | | | | | | |
| | 18 第三十一条第一項の規定による事業者に対する必要な措置についての勧告 | ○ | | | | | | | |
| | 19 第三十一条第二項の規定による必要な措置についての勧告の内容等の公表 | ○ | | | | | | | |
| | 第四条第一項の規定による既存の工 作物の建替えの事業に該当すること の確認 | ○ | | | | | | | |

この規則は、平成二十八年六月二十四日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十八年六月二十四日から施行する。